

平成 2 8 年度

第 4 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成28年7月28日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成28年度第4回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	4件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	14件

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	11件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	37件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号	地目変更について	22件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	1件

<出席委員>（15名）

会長	野崎好知		
1番	橋本泉	2番	長谷部 衡平
3番	小林正明	5番	武津岡 広治
6番	鈴木武夫（農地部会長）	7番	中島 賢治
8番	猪野幹男	9番	宮崎 一雄
10番	蛭田浩文	12番	大塚 久（職務代理者）
13番	竹下洋一	15番	石橋 幹男
16番	高澤 義信	17番	小川 隆良

<欠席委員>（3名）

4番	笠川 泰雄	11番	浅尾 孝
14番	長谷川 功		

<事務局説明員>

事務局長	朝生智明	次長	岡本茂之
次長補佐	堀 明徳	農業振興班長	小川 剛
農地審査班長	福島 悟	農地指導班	金 親一史

開 会 （午後 3時30分）

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただ今から平成28年度第4回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、農地部会所属委員17名中、14名出席ですので、会議は成立しております。

なお、本日は野崎会長にご出席いただいております。

日程第1の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。15番・「石橋 幹男」委員、16番・「高澤 義信」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

はじめに第1項につきましては、面接を実施いたしましたので併せてご説明いたします。

お手元の資料の1-1をご参照ください。

資料は、位置図と営農計画書及び事業計画概要を添付しております。

本案件は、「農地法施行令第2条第1号ハ」に規定する『社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人』による農地の権利取得です。

緑区高田町の社会福祉法人が、同区同町在住の方が所有する同区同町の農地を、農作業を通じて障害者の就労支援を行うために、賃借権を設定するものです。

面接した法人の関係者によりますと、権利者の法人は、平成14年に設立され、障害者支援施設や障害福祉サービス事業などを運営しております。

事業目的は、農業としての収穫や販売をとおして収入を得ることで、障害者が自立出来るように就労支援することです。

事業計画の作目ですが、ホウレンソウ、小松菜、カボチャ、大根を予定しております。

次に、第2項です。

お手元の資料の1－2をご参照ください。

本案件は、中央区南生実町に在住の方が、船橋市在住の方が所有する中央区南生実町の農地を経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に、第3項です。

お手元の資料の1－3をご参照ください。

本案件は、若葉区貝塚町に在住の方が、若葉区殿台町在住の方が所有する若葉区貝塚町の農地を経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。

次に、第4項です。

お手元の資料1－4をご参照ください。

本案件は、若葉区下田町在住の方が同区谷当町在住の方が所有する同区谷当町の農地を経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の現況は、畑で、申請地の取得後の作目は、落花生、ピーマン、ナスなどを予定しております。

次に、第5項です。

お手元の資料の1－5をご参照ください。

本案件は、若葉区中田町に在住の方が中央区中央3丁目に事務所を置く相続財産管理人が管理する若葉区中田町の農地を経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の現況は、田で、申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に、第6項です。

お手元の資料1－6をご参照ください。

本案件は、若葉区富田町在住の方が、同区千城台東3丁目在住の方が所有する同区富田町の農地を経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

議長
(鈴木武夫部会長)

事務局

議長
(鈴木武夫部会長)

議長

議長
(鈴木武夫部会長)

申請地の現況は、畑で、申請地の取得後の作目は、じゃがいもを予定しております。

第2分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、また、第1項議案につきましては、農地法第3条の不許可の例外に該当するもので、「農作業の常時従事要件」及び「下限面積要件」は適用されなされないことから、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議案第1号について事務局より補足説明願います。

分科会での主な質疑や意見についてご報告します。

第1項ですが本案件は社会福祉法人による申請ということで、分科会にて申請者の面接を行いました。

申請者は既に近隣の土地を平成21年より許可を得て耕作しており、今般はその経営規模の拡大になります。

知的障害者施設を運営しており130人程度の利用者がいるとのことで、農作業には1日5人程度が従事するとのことでございました。

また、生産物は福祉ショップなどで販売しているが、おかげさまで非常に好評とのことで、今後は生産を拡大していきたいとの説明などがございました。

補足説明は、以上でございます。

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

——— 質問・意見等無し ———

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

お手元の資料の議案第2号をご参照願います。

本案件は、長屋住宅とするものです。

申請地は、京成電鉄おゆみ野駅から西へ約700mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は、污水管に接続し、雨水は、雨水浸透槽により流出を抑制し道路側溝に接続します。

周囲は、擁壁及びブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

第2分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

事 務 局

——— 質問・意見等無し ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第 2 号は、許可と決定いたします。

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 2 分科会委員長、ご説明願います。

第 2 分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

なお、第 2 項から第 7 項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第 2 項です。本項は第 3 項及び第 4 項との関連案件ですので、一括してご説明します

お手元の資料の 3－2～4 をご参照願います。

本案件は、倉庫用地とするため賃借権を設定するものです

申請土地は、千葉県立千葉特別支援学校から北東へ約 600 m に位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第 3 種農地、一部は市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と資材置場・車両置場が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、雨水管に接続します。

また、周囲にブロック、フェンスを設け土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第 5 項です

お手元の資料の 3－5 をご参照願います。

本案件は、車両置場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、東関東自動車道千葉北インターチェンジから北東へ約1kmに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

現況は休耕中で、周辺は農地と資材置場・車両置場が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては雨水を自然浸透で処理します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第6項です。

お手元の資料の3-6をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、千葉東金道路山田インターチェンジから南西へ約600mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕中で、周辺は農地と山林が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第7項です。

お手元の資料の3-7をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、千葉市立土気小学校から北へ約600mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕中で、周辺は農地と山林や住宅が混在しております。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第8項です。

お手元の資料の3-8をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、千葉市立白井中学校から南東へ約300mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

次に、第9項です

お手元の資料の3－9をご参照願います。

本案件は、駐車場用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西へ約750mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。また、周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。

第2分科会としましては、第7項を除き、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

第7項は、申請人より事業計画の見直しの提案があったことから、事業計画が固まるまで審議を保留することと意見決定しました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

議案第3号について事務局より補足説明願います。

事務局

分科会での主な質疑や意見についてご報告させていただきます。

はじめに第2項から第4項の倉庫用地の現地調査案件ですが、地元の小林委員さんにもご参加いただきまして、事業計画について前面道路の交通量や排水計画、通学路の問題など様々なご意見を頂きました。

現在、それぞれ関係法令を所管する所管課との協議中でありまして、地域住民への周知につきましても説明会を既に開催しておりますが、今後も引き続き行っていき理解を求めていきたいとの回答を頂いております。

次に第7項の太陽光発電施設用地の現地調査案件ですが、現地調査時に複数の近隣住民の方より事業計画の周知や話し合いが不足しているところのご指摘が現地にありました。

分科会後に事務局から近隣住民への説明会の開催の提案を行ったところ、事業者より近隣及び自治会への説明会の開催の申し出がありました。

事業計画につきましても、今後話し合いの中で見直しを行っていくとの提案を受けたことから、再度次の農地部会までに報告書及び事業計画書の提出を指示したところでございます。

また、分科会後に太陽光発電事業の近隣への周知につきまして、環境局と協議を行いました。環境局からは他市などから現在情報収集を行っているところであるとの回答があり、事務局といたしましても環境局と連携を行い引き続き関係法令の遵守や住民への事業計画の周知に理解を求めていきたいと考えております。

補足説明は、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長及び事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

橋本泉委員

第6項の太陽光発電ですが、これは営農型太陽光発電とは違いますでしょうか。

事務局

本案件につきましては、太陽光発電の下で営農するいわゆる営農型太陽光発電ではなく、農地転用を行って太陽光発電をしたいという申請でございます。

橋本泉委員

第7項の太陽光発電案件が保留ということですが、千葉県環境局のホームページを確認したのですが、田畑に関することは農地法で農業委員会が所管、山林に関することは森林法で農政センターの農業経営支援課が所管、全体的ないろんな協議に関することは環境局の環境保全課が所管

ということが書かれています。

一般的に開発行為とか建築確認申請をとらずにいくと、現地に立て看板を建てず、ここで何が行われるかわからないということがある。

私の地元のすぐ隣の市原市で、山林の南側斜面を大幅に削って急に何かが始まったわけです。隣の集落ですから確認に行きましたがよくわからない。作業員も「我々はただ単に削っているだけでわからない。施主に聞いてほしい。」という話でした。

これは要望ですが、許可云々の話でなくて周知をすることが必要ではないかと。環境局と農政センターの農業経営支援課と農業委員会とで協議して、看板等で周知をさせるということが必要ではないかと思います。

小林正明委員

第2～4項の倉庫の件ですが、地元の自治会、日照権等に係る地権者等のなかでいろいろな話が出ている。農地法上は問題ないと思いますが、転用者には地元へ十分な理解を得るようにと、一言添えていただければと思います。

事務局

転用者には引き続き計画の周知徹底を図るよう指導してまいります。

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、議案第3号は第7項を除き、「許可」することとし、第7項は、申請人より事業計画の見直しの提案があったことから、事業計画が固まるまで、審議を「保留」することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、第7項を除き、「許可」と決定し、第7項は、申請人より事業計画の見直しの提案があったことから、事業計画が固まるまで、審議を「保留」と決定いたします。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

ご説明いたします。

本案件は、千葉西税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項は、小川 隆良委員、第2項は、伊原 茂久委員、第3項は、小林 正明委員、第4項は、花島 豊勇委員が、それぞれ現地調査を行いました。

その結果、第1項の1筆、面積132平方メートルが山林となっていた以外は、すべて農業相続人自ら耕作の用に供していることを確認いたしました。

担当委員から現地調査結果報告書が農地部会長あてに提出されております。

第2分科会といたしましては、この内容で千葉西税務署へ報告することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

橋本泉委員

第1項についてですが、特例農地の一部に非農地があったということですが、こういった場合、その農地に係る相続税と利子税を払うことになるのでしょうか。

事 務 局

税務署の判断になりますが、20年間耕作していることが条件になっておりますので、その間に転用されたり、非農地化したり、山林化したりして耕作の用に供していないことが確認されれば、その部分に関しては、さかのぼって本税・利子税を納付しなければいけなくなる可能性はあるかと思います。

武津岡広治委員

可能性の問題で無く、さかのぼって取られます。

事務局

税務署の判断ですので、事務局としてはっきりとお答えしかねますが、基本的には、さかのぼって徴収されるとみてよいと思います。

武津岡広治委員

金利が非常に高い。

事務局

20年間さかのぼって利子税がつきますので、面積によっては本税よりも利子税が高くなる場合もあるようです。

鈴木武夫部会長

特例農地の場合は20%耕作していないと課税されてしまうのでしょうか。

事務局

特例を受けた農地の20%以上非農地ということになりますと、特例農地全体が課税されます。
超えていなければ、非農地の分だけ課税されます。

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、この内容で千葉西税務署へ報告することについて、承認とすることに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

第2分科会委員長、ご説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。

第1項です。農地基本台帳及び7月4日の現地調査により、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であることを、長谷川 政美委員に確認していただきました。

このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第2分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第2分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場

——— 質問・意見等無し ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第2分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

第2分科会委員長、説明願います。

第2分科会委員長
(猪野幹夫委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項から第12項はいずれも、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

第1項から第10項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、若葉区五十土町在住の方、他4名の所有する若葉区大広町、五十土町、佐和町、川井町の畑5筆、合計面積13,406㎡に権利設定し、同区大広町在住の農家の方に第1項から第4項は使用貸借権、第5項から第10項に賃借権を設定するもので、設定期間はそれぞれ3年です。

なお、第1項から4項は再設定、第5項から第10項が新規設定となっております。

第11項及び第12項は、同じく千葉みらい農業協同組合が、中央区浜野町在住の方の所有する同町の田4筆、

合計面積985㎡を使用貸借にて借り上げ、同区南生実町在住の農家の方に使用貸借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

第13項は、花見川区宇那谷町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の田2筆、合計面積1,620㎡に使用貸借権を新規に設定するもので、設定期間は3年です。

第14項は、若葉区みつわ台在住の農家の方が、花見川区長作町在住の農家の方の所有する同町の畑1筆、面積

議 長
(鈴木武夫部会長)

事 務 局

4,452㎡に賃借権を設定し、農業経営を開始するもので、設定期間は6年です。

第1項から第14項までの合計面積20,463㎡です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第2分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

事務局より補足説明をお願いします。

第14項は、新たに農業経営を開始する新規就農者でございますので、補足説明いたします。

就農計画については、資料の6-14をご覧ください。

第14項の権利者の方ですが、就農を志し、市農政部の実施する「新規就農の推進事業」に応募し、平成26年度の新規就農研修生として、これまで農政センター及び若葉区下田町の農家での研修を受け、農業に関する知識、農作物の栽培技術の習得に努めて参りました。

自己資金500万円を基に、44アールの畑を利用し、ナス、ピーマン、トマト等の有機野菜の生産に取り組み、軽トラックで移動販売することとしております。

また、年間収支は売上約404万円、生産経費約334万円、年間所得として約70万円を見込んでおります。5年後には、340万円の農業所得を目指しております。

今後、農政部が各種支援を行っていきます。

補足説明は以上です。

議長 (鈴木武夫部会長)	ただ今の、第2分科会委員長の説明及び事務局の補足説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
橋本泉委員	第14項の新規就農者の方ですが、4,452㎡、昔風に言うと4反5畝で、賃料は年額48,400円、1㎡あたり10円という単価ですが、第13項の方は利用権設定するにあたり賃料は発生しないのでしょうか。
事務局	第13項の方は使用貸借権設定でございますので賃料はありません。
小川隆良委員	第14項ですが、新規就農とのことですが、新規就農の場合は3条による申請を適用していたかと記憶していますが何か理由はございますでしょうか。
事務局	3条での権利設定と基盤法での権利設定の違いですが、法人の場合は基本的に3条による権利設定が前提ですが、個人の場合は市農政部の実施する新規就農研修を受講した方や県の農業大学校の方で研修を受け、かつ千葉市の農政センターが主催する新規就農準備会で何らかの指導指示を受けた方につきましては、基盤強化法を適用する方向で千葉市では行っております。何らかの形で市が関与せず、農業経験があり千葉市内で新規就農される方は3条申請を適用しております。3条申請による新規就農の方につきましては分科会において面接を実施しておりますが、基盤強化法の場合は面接を実施しておりません。その理由としましては、新規就農準備会において、参加している機関として農業委員会、農政センター、県農業事務所、農業協同組合等農業関連団体により、お手元の資料にございます就農計画書を検討し妥当であるかどうか判断しております。 継続が難しいと判断されるものにつきましては計画の手直しを指示指導しておりますので、面接を実施しておりません。
小川隆良委員	すると3条申請の場合、借り手側に契約期限時に借り手側が希望した場合に地主側は簡単には断れないが、基盤強化法は期限が来れば自動的に権利は消滅する。そのあたりも経験を積んでいる農業者と新規就農者の兼ね合いも含めているのでしょうか。
事務局	3条による権利設定をされている方は、基本的に貸し手

	借り手の人間関係がある程度成立されている方が多いため、貸し手にとって不利法定更新がある3条申請であっても人間関係の中である程度は担保されている。 基盤法を利用する方は、人間関係がまだまだ形成されていない方が多い。そういう面ではだいたい3年から6年と期限を区切って、地主さんに更新時に継続するか否か判断してもらおう。それから先は3条申請してもよいし、再度基盤法を利用してもよい、という流れになると思います。
小林正明委員	第14項ですが、労賃とあるが誰か人を雇うのですか。
事務局	農業の経営自体はご本人のみですが、販売について軽トラックによる移動販売を行うのにあたり、労賃をかけて人を雇うとのことです。
小川隆良委員	第14項ですが、私は地元ですが、地域としてもこの申請地を耕作してもらうのは非常に助かります。4反数畝のうち1反は遊休地、2反は遊休地化している。残りは笹竹がかなり出てきてしまい、周辺は農用地でありかなり困っていた。
鈴木武夫委員	確認ですが、この新規就農者というのは、まだ農家にはなっていないのでしょうか。農地を40アール持っていないのですから、農家としての資格は無いのですか。
事務局	基本的に農家に資格はありません。農業経営基盤強化促進法の下限面積40アール、農地法3条の花見川区の下限面積30アールというのは、権利設定する際の要件です。
議長 (鈴木武夫部会長)	農家で無いのですから、農地法3条は新規の方は使えないのでは無いのでしょうか。
事務局	花見川区を例にしますと、下限面積の3,000平米以上の農地の権利設定する申請であれば可能です。
猪野幹夫委員長	簡単に言えば、3条は、3,000平米以上農業やりますよ、ということであれば申請できます。公的な講習を受けた人は基盤強化法を利用しています。

橋本泉委員	若葉区と緑区の下限面積が40アール、他区が30アールですから、ここで許可になれば農家になれる。
猪野幹夫委員長	先ほど小川隆良委員からありましたが、私の地元でも新規就農の方はいらっしゃいますが、年齢を問わず、耕作放棄地の解消に多大な協力を頂いており助かっています。
小林正明委員	第14項の方は農業の経験が無く、また、親戚にも農家の方がいないそうです。もし耕作できなくなったとき、誰も助けがいない。それが心配です。
橋本泉委員	新規就農者の方がいる場合には農業委員がいろいろ相談にのりバックアップしていくべきだと思います。新規就農の方は遊休農地解消に非常に良いと思います。
猪野幹夫委員長	新規就農の方は大変意欲が高い。
議長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等ないので、採決いたします。 第2分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。
	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第6号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。
	議案書の21ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、議案書の22ページまでに5件ございまし

た。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の２３ページをご覧ください。

報告第２号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」は、議案書の２４ページまでに１１件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の２５ページをご覧ください。

報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」は、議案書の２９ページまでに３７件ございました。

申請内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の３０ページをご覧ください。

報告第４号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」は２件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の３１ページをご覧ください。

報告第５号「地目変更について」は、議案書の３２ページまでに２２件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の３３ページをご覧ください。

報告第６号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条）」は、１件ございました。

内容につきましては、６月の農地部会で審議されたもので、６月２９日に諮問し、７月１日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

		報告案件につきましては、以上でございます。
議	長 (鈴木武夫部会長)	ただいまの報告第1号から第6号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議	場	——— 質問・意見等無し ———
議	長 (鈴木武夫部会長)	質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。 以上をもちまして、平成28年度第4回農地部会を閉会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。 閉 会 (午後4時40分)